



4板総第444号の2
令和5年7月12日

第二東京弁護士会
会長 小川 恵司 様

東京都板橋区長
坂本 健



「二弁令和5年人第361号」に対する御回答

前略 日頃は、区政に対する格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
貴会より賜りました、「二弁令和5年人第361号」(以下「貴御照会」といいます。)につきまして、御回答申し上げます。

第1 対処状況

当区は、2016年当時、「私人X氏を原告とし、当区を被告とする訴訟の判決文」の情報公開請求を受け、次の事情から、情報公開請求者様に対して、「公開を請求なさる判決文を、裁判所で閲覧なさったか否か」を御伺いました。

- ① 当時の当区の情報公開条例は、「個人に関する情報で、特定の個人が識別され得るもの」(区注 いわゆるプライバシー情報に限定されておりません。)を、非公開情報としていたこと
- ② 特に本件では、情報公開請求者様が「紙媒体による公開」を請求なさった判決文は、私人X氏が、滞納処分を争った訴訟に関するものであり、また、同氏の病歴(癌)等についても記載があったことから、いわゆるプライバシー情報に該当し得るものであり、紙媒体を交付する方法による公開については、特に慎重にするべきと考えられたこと
- ③ 一般人が有する情報のみならず、特定の立場の者(特定の範疇の者、特殊な情報を有する者)が有する情報と公文書上の情報を組み合わせることで特定の個人が識別され得る場合に非開示にするべき(いわゆる「特定人基準」である。)としても、「特定の立場の者」をいかなる範囲とするべきかについての最高裁判例が見当たらなかったこと

宇賀克也「新・情報公開法の逐条解説【第8版】」(2018年 有斐閣)でも、下記のような記載があり、いかなる範囲の者を「特定の立場の者」とするべきか、未だ定まっておらず、どちらかというと、「当該患者の子の誕生日を知る者や当該患者の入院先や手術日を知る者による照合可能性も考慮に入れ」るなど、「特定の立場の者」が極めて少数でも、特定の個人の識別可能性において斟酌するべき、という裁判例が存在していたところである。

また、宇賀最高裁判事は、同書において、「競業者という特殊な者のみが有する自社の内部情報との照合により、競争上の不利益が生じうることを不開示情報該当性を肯定する理由の一つとしている」最判平成23・10・14を引用しつつ、「不開示情報を開示しないように最も注意を要する個人に関する情報についてのみ一般人基準を採用し、その他の不開示情報については特定人基準を採用することは、明らかに均衡を欠く」との価値判断を示している。

記

76頁以下 「前掲大阪高裁平成24・11・29は、(中略)公的部門が保有する情報に関する本法は、より厳格な個人情報保護を求めたものと解されるとして、特定範疇の者にとって容易に入手しうる情報も、本法5条1号にいう「他の情報」に当たると解すべきとする。東京地判平成27・2・27判時1423号233頁も、本法が何人にも開示請求権を認めており、様々な立場の者が様々な目的で開示請求をする可能性があることを考慮すると、特定の個人の識別可能性を判断するに当たって基準となるべき他の情報は、必ずしも国民一般が容易に入手することができるものに限られないと解すべきとして、当該患者の子の誕生日を知る者や当該患者の入院先や手術日を知る者による照合可能性も考慮に入れている(鹿児島地判平成27・12・15判時2298号28頁も同旨)」

77頁 「法人等に関する情報について、最判平成23・10・14判時2159号59頁は、(中略)すなわち、そこでは、競業者という特殊な者のみが有する自社の内部情報との照合により、競争上の不利益が生じうることを不開示情報該当性を肯定する理由の一つとしているのである。」

78頁 「とりわけ、不開示情報を開示しないように最も注意を要する個人に関する情報についてのみ一般人基準を採用し、その他の不開示情報については特定人基準を採用することは、明らかに均衡を欠くといえよう。」

79頁 「個人に関する情報についての特定人基準への批判は、それでは、家族・親族等、本人に関して特殊な情報を有する者が開示請求をした場合も念頭に置くことになり、不開示情報の範囲が広がりすぎるという懸念に基づいている。この懸念はもつともなものであるが、本人は家族・親族等

に対しては、一般にプライバシーを放棄していると考えられるので、これらの者との関係では、プライバシーを中心とする個人の権利利益の保護の必要性はないといえよう。」

(区注 「本人が、プライバシーを放棄しているとは考えられない者」との関係では、依然として、プライバシーを中心とする個人の権利利益の保護の必要性はある、ということになるかと思われます。)

- ④ 「墨塗されていない公開請求対象文書を既に閲覧済みであるため、公文書上の個人名等を墨塗としても、当該公文書が誰に関するものであるかが分かる者」が実在する場合や、それにとどまらず、特に、情報公開請求者自身が、「墨塗されていない公開請求対象文書を既に閲覧済み」である場合(公開請求対象文書を閲覧済の者が実在するとしても、その者が、公開された文書に接する機会が恐らぬないケースと比較すれば、公開請求者自身が閲覧済のケースにおいては、公開請求対象文書上に自分の個人に関する情報が含まれる者にとって、プライバシー侵害の程度が高いと思われる。)にも、「公文書上の氏名等を墨塗りとすれば公開して良い」とした、最高裁判例が見当たらなかったこと

上掲、「③、④」の点については、情報公開請求者様が当区を被告として提起なさつた、判決文の非公開決定処分の取消を求める訴訟において、

「また、控訴人(区注 板橋区を指します。)は、本件非公開部分の文字列と、ある者が別件訴訟の訴訟記録を閲覧して得た別件訴訟の判決書の文字列を比較することにより、別件訴訟原告を識別することができるから、本件非公開部分に記録された情報全体が、個人識別情報に当たる旨主張する。

しかしながら、別件訴訟の訴訟記録の情報を得た特定の範疇に属する者……(中略)本件条例の趣旨に照らし、上記のような特定の範疇に属する者の有する情報を、公文書に記録された個人に関する情報が特定の個人が識別されるものであるか否かを判断する際に照合すべき情報に含めるのは相当ではないというべきである。」

(区注 つまり、「当該判決文を裁判所で閲覧しているため、当該判決文上の個人名等を墨塗としても、依然として、原告が誰であるかがわかる者が実在するという事実」や、「公開請求者が、当該判決文を裁判所で閲覧して、当該判決文の原告が誰であるかを知った、という事実」を捨象して、公開請求の可否を判断するべき、との判断です。)

などとする高裁判決(以下「本件判決」といいます。)につき、令和2年に最高裁にて上告棄却決定・不受理決定が下され、確定しております

このため、当区においては、本件判決の確定を受け、既に、「判決文の公開請求があつた場合には、公開請求者が当該判決文を裁判所で閲覧したか否かを調査しないこと」をしておりませんので、ご休心くださいませ。

なお、「判決文以外を対象とした、一般的な公文書公開請求」につきましては、そも

そもそも、判決文のように「第三者が、個人名等につき一切墨塗のないものを閲覧可能な公文書」が、判決文以外にはその存在が現時点では知られておらず、公開請求者に対して閲覧の有無を御伺いした先例も、確認されておりません。

とはいって、今後、もし、「第三者が、個人名等につき一切墨塗のないものを閲覧可能な公文書」について公開請求があった場合にも、本件判決にならい、不必要的個人情報を収集、取得することはございませんので、この点もご了承くださいませ。

また、「第三者が、個人名等につき一切墨塗のないものを閲覧可能な公文書」以外の、一般的な公文書を対象とした公開請求におきましても、むろん、当区は、引き続き、不必要的個人情報を収集、取得することはございませんので、この点もご了承くださいませ。

第2 貴御照会末尾にございました、「本照会の結果を公表することに特段の支障がありましたら、その旨を併せて御記載ください。」につきまして

「特段の支障」との評価が可能であるか否かにつきましては、複数の価値判断があり得るものと存じますが、下記の事情を御参考のうえ、「ある個人について調査を行う者が、調査対象者が当事者である判決文を入手して、調査対象者について調査を行う事態」や、「市民が、情報公開請求制度を持つ国や地方自治体等に対する訴訟提起を、躊躇する事態」の促進につながらないような御高配を賜りたく、御願いを申し上げます。

(公表により、「『個人が当事者である判決文』の情報公開請求を実施することで、個人情報を収集可能であること」との知見を広める効果が発生することを危惧しております。)

記

- ① 裁判の事件番号及び当事者名がわかれれば、誰でも、一切墨塗のない訴訟記録を裁判所で閲覧できること、ただし、当事者や利害関係者以外は、謄写はできないこと(民事訴訟法91条1項、3項)
- ② 裁判所では、誰でも見ることができる場所に「開廷表」や「期日簿」が掲示され、これらには、当日に審理される事件の、「事件番号」「当事者名」が記載されていること
- ③ ほんとうの裁判公開プロジェクト“期日簿を眺める”「記者のための裁判記録閲覧ハンドブック」(公益財団法人新聞通信調査会 2021年) 78頁に、次の記載があること

現在、東京地裁や東京高裁が入る庁舎の1階に2カ所ある守衛席の脇には「本日の開廷情報」との表示が掲げられ、その日に開かれる口頭弁論や公判を検索することができるコンピューターのディスプレイ合計19台が備え付けられ、一般の人開放されている。(中略)

「たとえば、2020年1月28日、地裁民事事件の「本日の全事件」を選ぶと、全

部で542件の訴訟の当事者名や事件番号が開廷時刻の順番に表示された。
当事者の名前から検索することはできない。」

④ 同書79頁に、次の記載があること

なお、東京地裁の2005年以降の民事訴訟については、「J-SCREEN」という東京都渋谷区恵比寿西の調査会社が独自にデータベースを構築し、個人や法人の名前で検索することができる、と宣伝している。1件数千円の費用がかかるが、選択肢として検討に値するかもしれない。

⑤ 「J-SCREEN」社ウェブサイトに、次の記載があること

<https://www.j-screen.jp/jp/>

採用前調査(バックグラウンドスクリーニング)のご案内

<https://www.j-screen.jp/images/uploads/J->

SCREEN%20Tokyo%20Civil%20Litigation%20Search%20Service%20Brochure.pdf

(掲載されている原文は、英語です。)

Tokyo Civil Litigation Search

Identifying on-going and historical litigation records is critical when conducting deal due diligence, vendor screening or employee vetting.

J-Screen has developed the only database of Tokyo civil litigation records in Japan.

The database covers all cases heard in the Tokyo District Court and is updated daily.

The records go back to late 2004 and currently cover over 1 million individuals and companies.

The Tokyo District Court will hear all civil cases in Tokyo area excluding family matters, driving offences and small claims.

In addition to contract litigation, cases covered include labor disputes, union disputes, medical lawsuits, tax disputes and others.

Searches can be conducted against the name of a company or an individual to identify any cases that the entity has been a party to since 2004.

Full details of the case can also be provided if required.

The information is proprietary to J-Screen and we are the only company able to provide a comprehensive Tokyo Litigation search.

(当区による仮訳案)

東京民事訴訟調査

現在進行中の訴訟記録や過去の訴訟記録を特定することは、取引のデューデリジエンスやベンダーのスクリーニング、従業員の身元調査を実施するにあたり、将来を左右するほどに極めて重要です。

J-Screen は、日本で唯一の東京での民事訴訟記録のデータベースを開発しました。記録は 2004 年後半までさかのぼり、現在 100 万人以上の個人と企業を網羅しています。

東京地方裁判所は、家事事件、交通事件、少額訴訟を除く、東京地域のすべての民事事件を審理します。

審理される事件は、契約訴訟のほか、労働訴訟、労働組合訴訟、医療訴訟、租税訴訟などです。

2004 年以降に訴訟当事者となった者に関するあらゆる事件について特定するため、特定の会社名や個人名について調査することができます。

もし必要であれば、事件の完全な詳細についても、提供可能です。

この情報は J-Screen 独自のものであり、当社は、包括的な東京民事訴訟調査を提供できる唯一の会社です。

注)たとえば、労働者の採用前のバックグラウンドチェックとして、使用者は、「対象者は、労働訴訟の当事者となったか、どのような紛争内容か」のほか、対象者の健康状態、対象者が滞納処分を受けたことがあるか等に关心がある可能性があり得ます。

草々